

2 0 2 5 年 度（令和 7 年 度）

福 山 市 神 辺 町 及 び 加 茂 町 地 内

深 安 公 園 外 2 公 園 除 草 等 業 務 委 託 実 施 設 計 書

委
託

概

要

除草工	機械除草	A = 2 9 3 0 m 2
	人力除草	A = 3 7 0 m 2
剪定工	支障枝剪定	N = 1 5 本
伐採工	チェーンソー伐り	N = 1 8 本

【 特 記 仕 様 書 】

1 適用

- (1) 本特記仕様書は、「深安公園外 2 公園除草等業務委託」に適用する。
- (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、福山市業務委託契約約款(契約書を含む。)、設計図書(別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。)その他関係規則によること。
- (3) 本業務委託の施工に当たり、関係諸法令、通達及び業務施工に関する協定事項等を遵守するとともに、官公署への届出及び許認可等の手続を速やかに行い、発注者に報告すること。

2 樹木の処分

- (1) せん定、伐採、除草及び清掃等により発生した樹木等は表 1「受入施設及び受入基準」に基づき、ふくやま環境美化センターで「廃棄物搬入届兼許可伝票」を使用して処分すること。

「廃棄物搬入届兼許可伝票」が必要になったときは、使用予定枚数を発注者へ報告し、受領すること。

なお、受け取った「廃棄物搬入届兼許可伝票」で未使用のものは、速やかに発注者へ返却すること。やむを得ず受注者が保管するときには、発注者の承認を得ること。

表 1 受入施設及び受入基準

	受入施設	ごみ種	受入施設	受入基準 2
①	ふくやま環境美化センター	A	幹の直径 10 cm 以下の樹木	長さ 50 cm 以下の樹木・草等
		B	幹の直径 20 cm 以下の樹木	長さ 2 m 以下の樹木等

- (2) 表 1「受入施設及び受入基準」に適合しない樹木(幹の直径が 20 cm を超えるもの)は「チップ」として再利用するため、次の条件に適合するよう処理し、チップ化施工業者(表 2「チップ化施工業者」)へ直接搬入するものとする。

ア 幹の直径 20 cm を超えるものは、長さ 3 m 未満に切断して搬入する。

イ 小枝・葉又は腐っている樹木は、チップ化製品に適合しないため取り除いて搬入する。

ウ 小枝・葉又は腐っている樹木は、ふくやま環境美化センターへ搬入する。

表 2 チップ化施工業者

①企業名	大光産業	②企業名	笠岡物産・大洋物産
場所	福山市南松永町四丁目 2-55	場所	福山市南松永町三丁目 1-52
電話番号	934-4868	電話番号	933-5669
受入時間	8:30~17:00	受入時間	8:30~17:00

3 安全対策

- (1) 本業務における交通誘導員は、交通誘導警備員Bを見込んでいる。なお、交通誘導警備員の実施伝票は、原本を提出すること。交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導警備員の対象となる施工量に対し、作業日当たり標準作業量から必要な人数を見込んでいる。したがって、正当な理由があるときを除き、施工実績等による交通誘導警備員の積上げ人数の増員に対する変更は行わない。
- (2) 交通安全対策として、作業影響範囲をバリケード等安全施設で明確にし、端部には案内板を標示すること。

4 書類提出

- (1) 受注者は、契約締結の日以後1か月以内に業務実施計画書を発注者へ提出すること。業務実施計画書に記載すべき項目は、業務概要・作業計画・安全対策・緊急連絡網・清掃ごみの処分方法・その他発注者が求める事項とする。
- (2) 伝票を使用しごみを処分先に搬入したときは、その伝票の番号を業務実施報告書に明記し、受け入れたことを証する伝票を併せて発注者へ提出すること。

5 施工管理

施工は、管理工程表に沿って行うものとする。なお、受託者は責任を持って当業務委託内の植物の管理を行うこと。また、受託者は、次の方法により、植物の管理状態を作業日報の提出時に報告し、必要があれば管理方法等を発注者と協議し、植物を良好な状態に管理すること。

- (1) 高木（せん定・伐採）

施工前・施工中・施工後の状況について撮影・写真帳を作成し、保管（以下「写真管理」という。）すること。

せん定樹木の幹周（胸高約1.20m）を測定し写真管理すること。

- (2) 中低木（せん定・伐採）

施工前・施工中・施工後の状況を写真管理すること。

せん定後の樹高・幅・長さを測定し、写真管理すること。

- (3) 処分

積込前と積込後の状況を写真管理する。その際には、黒板に「廃棄物搬入届兼許可伝票ナンバー」を明記し、写真内へ表示すること。

6 留意事項

- (1) 施工に当たっては、常に来園者の安全を確保するための措置を講じるとともに、作業の円滑な進捗を図ること。
- (2) 作業中に建物、工作物等を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに発注者へ報告すること。なお、本業務地内の工作物等を移動する必要があるときは、発注者と協議を行うこと。

- (3) 本業務期間中、当該公園内における催事に係る対応について、発注者と十分協議・調整を行い、指定する期日までに当該公園の環境を良好な状態にすること。
- (4) 当該公園及び公園内施設への入退場に要する鍵は貸与することとする。受注者は、業務完了後に遅滞なく貸与された鍵を発注者へ返却すること。なお、当該公園内での車両の使用時には、施設や芝生等を傷めることがないように必要な措置を講じること。
- (5) 作業中は一般車両の当該公園内への誤進入を防止するための措置を講じること。

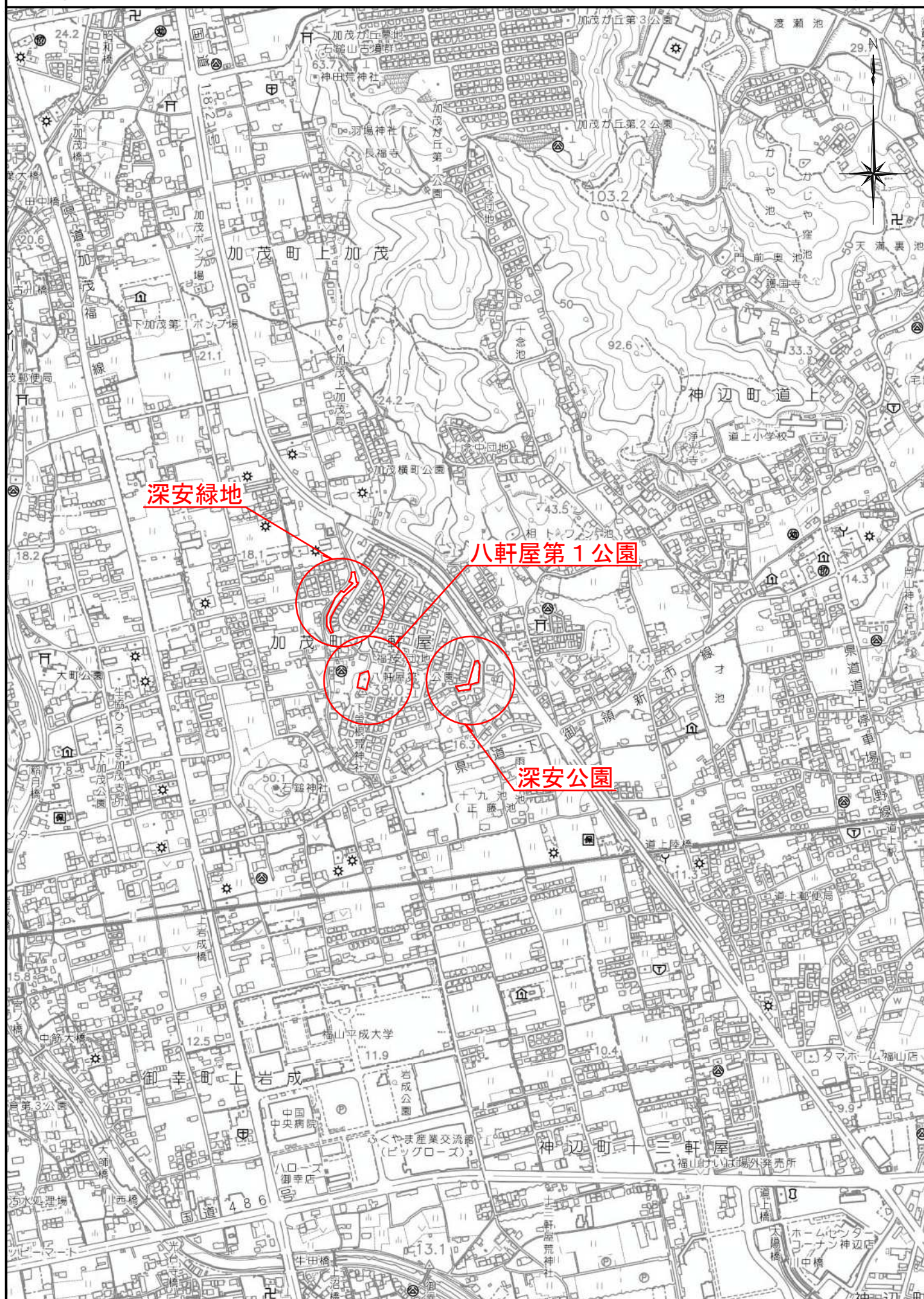
7 その他

- (1) 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項に疑義が生じたときは、発注者の指示を受けるものとする。

本 委 託 費 内 訳 表						
費目・工種・施工明細など		単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費						経費・単価適用日： 0-07.08.01 工種：公園工事 施工地域補正区分：補正なし
剪定工						
	高木 支障枝剪定 10～50本	本	15			冬期・幹周30cm以上60cm未満を適用 公管共単第3 6表
伐採工						
	伐採 幹周20cm以上30cm未満	本	15			公管共単第3 2表
	伐採 幹周30cm以上60cm未満	本	1			公管共単第3 3表
	伐採 幹周60cm以上90cm未満	本	2			公管共単第3 4表
	樹木管理(撤去木運搬) 0.25≤C<0.40 15km<L≤20km	本	15			公管共単第3 7表
	樹木管理(撤去木運搬) 0.40≤C<0.60 15km<L≤20km	本	1			公管共単第3 7表
	樹木管理(撤去木運搬) 0.60≤C 15km<L≤20km	本	2			公管共単第3 7表
除草工						
	人力除草 人力施工	m2	370			公管共単第1 7表
	集草 人力施工	m2	370			公管共単第1 9表
	積込運搬 人力施工 L=27.0km	m2	370			公管共単第2 4表
	機械除草，集草，積込運搬 機械施工（肩掛式） L=27.0km	m2	2930			公管共単第2 9表
全工種共通仮設						
	交通誘導警備員B	人	2			
直接委託費						

本 委 託 費 内 訳 表					
費目・工種・施工明細など		単位	数 量	単 価	金 額
共通仮設費率分					
計算情報… 対象額…… 率…………		式	1		
** 共通仮設費計 **					
** 純委託費 **					
現場管理費					
計算情報… 対象額…… 率…………		式	1		
** 委託原価 **					
一般管理費 率分		式	1		前払補正率…
一般管理費計					
** 委託価格 **					
** 消費税相 当額 **		式	1		
** 委託費計 **					

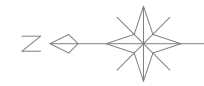
位置図 S=1/10,000



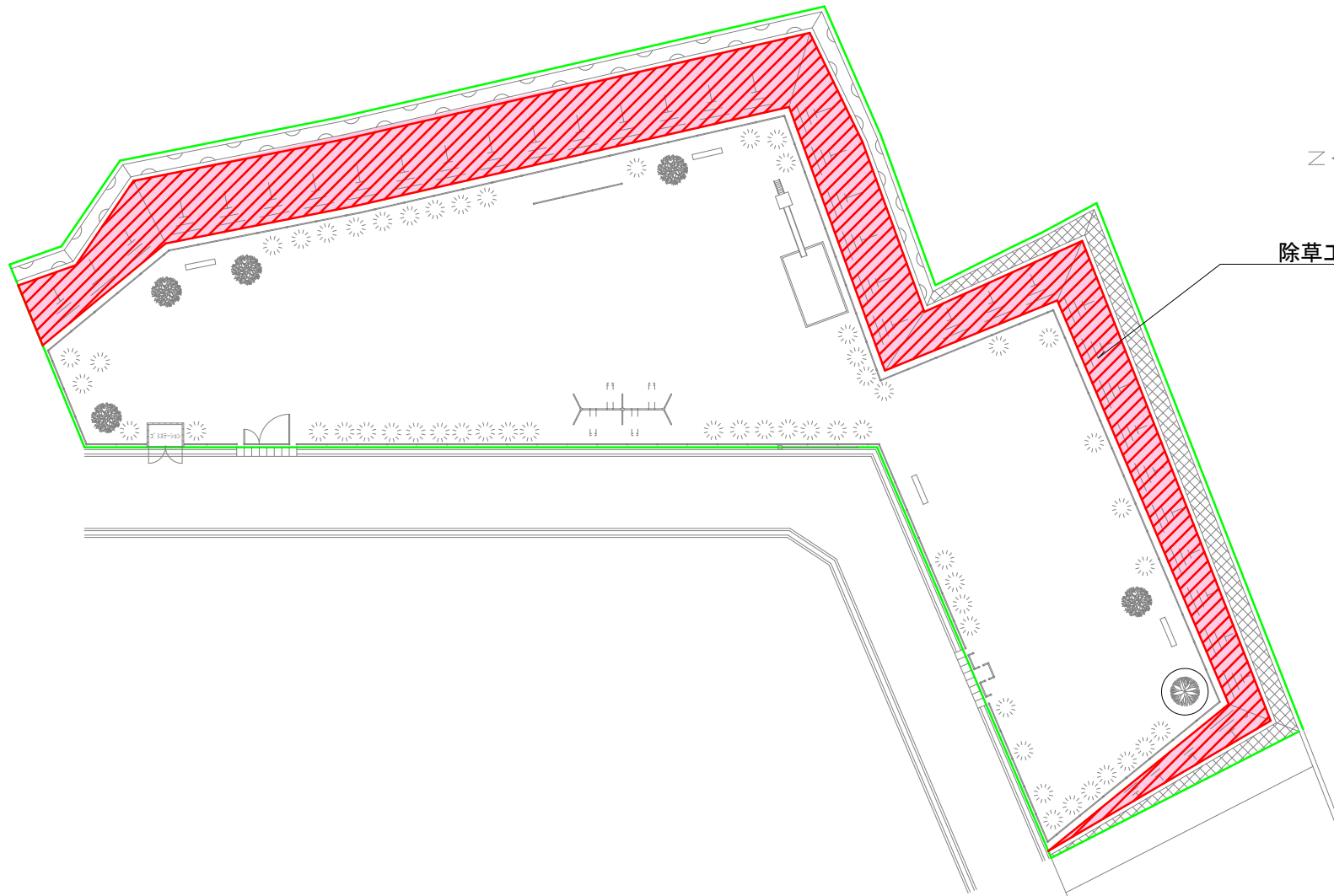
深 安 公 園



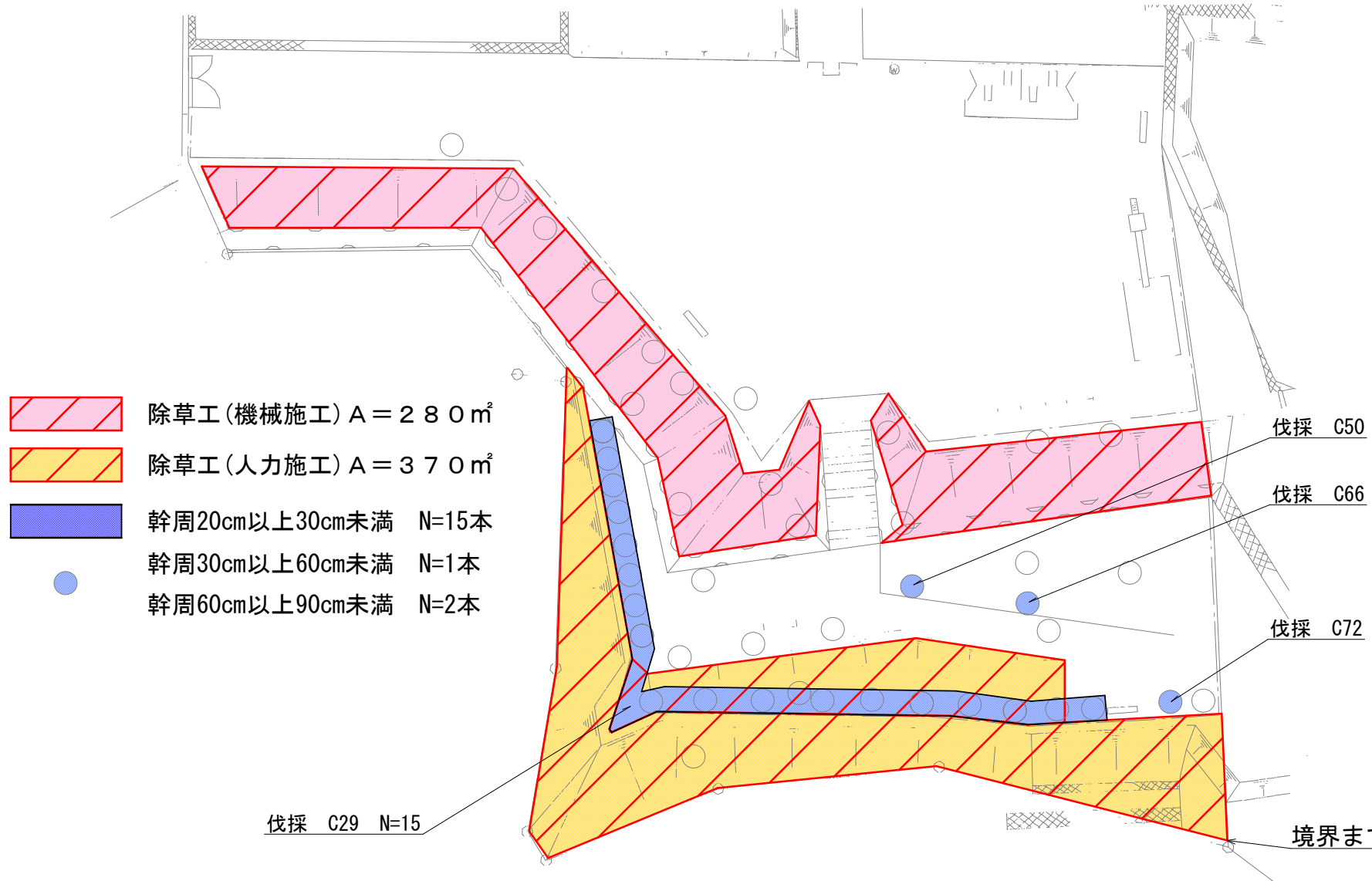
除草工 $A = 650 \text{ m}^2$



除草工 $A = 650 \text{ m}^2$



八軒屋第1公園



深 安 緑 地

